

秋田市木造住宅耐震改修事業者リスト掲載基準

令和8年1月22日
秋田市住宅・建築物
耐震改修促進協議会承認

1 目的

秋田市木造住宅耐震改修事業者リスト（以下、「リスト」という。）は、木造戸建住宅における耐震改修を検討する住宅所有者が、信頼できる事業者を、適切に選択できる環境を整えることを目的として、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会（以下、「協議会」という。）が作成し公表する。

2 リスト掲載の条件

リストへの掲載は、秋田市内に事業所を有し、以下のいずれかの条件を満たしている事業者を対象とする。

- (1) 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業を活用して、これまでに耐震改修工事の実績がある事業者であること。
- (2) 建設業許可（建築工事業に限る）を取得しており、かつ耐震診断士（※）が所属する建築士事務所と連携できる体制がある事業者であること。

※耐震診断士とは

秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日知事決裁）に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者又は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号に定める者その他市長が同等の技術を持つ者として認める者をいう。

3 リスト掲載の申込書類

リストへの掲載を希望する事業者は、4の留意事項に同意のうえ、所定の申込書を協議会事務局（建築指導課）に提出するものとする。

4 留意事項

- (1) 提出された申込書の内容を確認し、掲載の可否を決定するものとする。
- (2) 掲載後に法令違反その他不適切な行為が認められた場合は、リストから削除することがある。
- (3) 掲載内容に変更が生じた場合は、事業者は速やかに協議会事務局へ連絡するものとする。
- (4) 掲載期間は原則として無期限とするが、掲載の中止を希望する場合は、事業者は速やかに協議会事務局へ連絡するものとする。
- (5) リストへの掲載は、事業者の業務内容または施工品質を保証するものではない。
- (6) 契約または施工に関するトラブルについて、協議会は一切の責任を負わないものとする。ただし、万が一トラブルが発生した場合は、事業者が誠意をもって対応するものとする。
- (7) リストの公表は、協議会事務局が申込書を受理した後、協議会の承認を得た上で行うものとし、その公表は、秋田市ホームページに限るものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。